

Title	南北朝期上杉氏の上野国支配の特質
Sub Title	Kozuke province under the uesugi in the Nambokuchō Era
Author	松下, 一夫(Matsumoto, Kazuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1999
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.68, No.1/2 (1999. 1) ,p.105- 121
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19990100-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

南北朝期上杉氏の上野国支配の特質

松本一夫

はじめに

上野国における上杉氏の守護領国支配については、峰岸純夫氏の研究が広く知られている。もつともその主な考察対象は、十五世紀前半における上州一揆の成立と、その上杉氏体制下への組込みによるルーズな被官関係の形成という点にあり、氏自身述べておられるように、南北朝期を含むその他の時期については必要な限りにおいてふれられていることである。⁽¹⁾

峰岸氏とともに南北朝期の上杉氏の上野支配について詳しく述べたのは、勝守すみ氏であった。氏は、観応の擾乱によって上杉氏の守護在職が中断する時期をはさんで、建武二年～文和元年の第一期と、貞治二年～応永元年の第二期に分けて考察された（これは南北朝期に

限つてのことであり、氏の考察は結城合戦の起きた十五世紀半ばに及んでいて、それらを全体で四つの時期に分けておられる）。その結果、まず第一期においては、守護代長尾氏を経営の中核として（この点第二期以降も同様）、幕府の恩賞地充行・預置や寺社への幕府寄進地の交付など所領給与への手続面に介入することによって、国内諸豪族に対する政治的地位を獲得していくこと、また第二期に入ると上野国は山内家相伝の守護国として固定化し、このことが領国支配進展の要因となつたこと、山内家々督の関東管領就任が領国支配における政治的条件を有利にしたこと、第一期が軍事指揮権・使節遵行権を中心だつたのに対し、行政的なものに拡大していくこと、大石氏など領国内の有力土豪を重用したこと、白旗一揆の掌握など国人層の従属がみられたこと（ただし守

護と国人の間に主従関係は成立せず、国人に対する支配は法的権限内に限定されていた)、国衙領の知行に守護の介入が行なわれるようになり、実質的には国衙領の守護請という形で守護代長尾氏による国衙機構の掌握が進んだこと、などを指摘された。⁽²⁾

以上のような研究成果から、上杉氏の場合は東国で唯一、所謂守護領国制が展開した、というのが従来の評価であった。⁽³⁾しかし、南北朝期における上杉氏による上野国支配に関しては、峰岸・勝守両氏の研究以降、『群馬県史』の刊行があつたものの、大きな進展をみていないようと思われる。そこで小稿では、上杉氏による国内武士の掌握の実態や遵行対象地の範囲を検討し、あわせて守護支配を展開させるまでの最大の課題となつたとみられる新田庄及び岩松氏との関係について考察してみたい。

一 守護代長尾氏

上杉氏の根本被官長尾氏が南北朝初期より上野国守護代に任せられ、經營の中核を担つたこと（この点越後国の場合も同様）は、冒頭に記したように既に勝守氏によって指摘されている周知のことながらではあるが、ここでは若干の補説をしておきたい。

表一は、当該期における上野国守護代の活動徴証をまとめたものである。このうちAでは、長尾景泰が佐貫江口又四郎の新恩地である山田郡寮米保内西内島村の公田段錢の徵収にあたっているが、このことから峰岸氏は、長尾氏が国衙段錢の收取に重要な役割を果たしていることを指摘しておられる。この点勝守氏は、長尾氏が収納にあたつた康永期においては国衙領とは言つても幕府預置地に限られており、したがつて守護II守護代は国衙領支配に関する国衙在庁の機能を掌握するまでには至つていない、と述べておられる。⁽⁴⁾幕府領以外の国衙領への長尾氏の関与を示す徴証がみられないため断定はしがたいが、幕府と北朝との関係を考えれば、長尾氏の関与は国衙領全体に及んでいた可能性はある。少なくとも、長尾氏が康永年間という南北朝初期に早くも国衙領經營への関与の契機をつかんでいたことは明らかである。

国衙領以外に伊勢神宮領への関与はいかかであろうか。

〔史料1〕(表1・E)

伊勢国二見郷来迎院相伝地上野国細井御厨内当院寺錢事、号地頭并預所上分物、抑留云々、任序宣及代々相伝而渡付于寺家之状如件、

貞治六年四月五日

（長尾景忠）
教阿在判

この史料1から、当時の守護代長尾景忠は、幕府一守護ルートではなく「任序宣」、すなわち直接伊勢神宮の命をうける形で細井御厨内の寺銭の来迎院への渡付けを行なつてることがわかる。つまり、長尾氏による遵行は神宮領にも及んでおり、またその実効性も相当強

この史料1から、当時の守護代長尾景忠は、幕府一守護ルートではなく「任序宣」、すなわち直接伊勢神宮の命をうける形で細井御厨内の寺銭の来迎院への渡付けを行なつてすることがわかる。つまり、長尾氏による遵

かつたことが推測できる。

また表1のCでは、長尾氏の命令を現地で実行する安野四郎入道なる人物の存在を確認できる。安野氏の出自及びその立場は不明であるが、おそらく長尾氏との結びつきをもつた武士であり、守護領内の地であるという特

(表二) 南北朝期上野国守護代の活動徴証

	年月日	文書名	守護代名	内容	出典
A	康永二・八・二〇	長尾景泰請取状案	長尾景泰	佐貫江口又四郎の新恩地山田郡寮米保内西内島村の年貢を納付	正木文書
B	貞治三・一・一六	長尾景忠打渡状写	長尾景忠	淵名庄内花香塚実相院方の頼印代への渡し付	相州文書所収
C	(貞治三) 一・二八	教阿書状	長尾景忠	安野四郎入道に八幡庄内鼓岡村内半分の円覚寺正統院雜掌への打渡しを命ず	我覚院文書
D	貞治三・四・七	上杉憲顕施行状	長尾景忠	上杉憲顕より、上野国々衙職の中院少将家雜掌への沙汰し付けを命ぜらる	円覚寺文書
E	貞治六・四・五	教阿打渡状写	長尾景忠	伊勢國二見郷来迎院の相伝地細井御厨内の寺銭を寺家に打渡す	中院文書
F	応安四・閏三・二九	上杉憲春遵行状写 (景守カ)	長尾孫四郎入道 大石能重	上杉憲春より、榛名山座主職の頼印代への沙汰し付けを命ぜらる 淨法寺九郎入道跡平塚・牛田・岩井を明王院 雜掌に打渡す	相州文書所収 我覚院文書 明王院文書
G	康応元・八・一六	大石能重打渡状			

殊性を考慮に入れても、長尾氏の人的支配もかなり進んでいたものと判断できよう（この点後述）。

同じような視点から、次の史料をみてみたい。

〔史料2〕

法泉寺雜掌申上野国雀袋・戸矢両郷事、為嚴重寺領令
寄附之處、大嶋新田兵庫頭義高已下之輩并長尾左衛門_(景忠)入道

等、称挙領及違乱云々、所詮寺院異他上者、不可依彼等支申之間、急速停止下地之煩、可全寺家所務之由、可被下知守護代之状如件、

文和元年十二月廿七日
足利尊氏
花押影

宇都宮伊与守殿(氏綱)

史料2の名充人宇都宮伊与守（氏綱）は、当時の上野

守護であるが、この時大嶋義高等とともに長尾景忠が法泉寺領雀袋・戸矢（鳥屋とも書き、上杉氏の守護領の一つであった）両郷を違乱している事実が注目される。このことについて久保田順一氏は、長尾景忠が當時在国しているのは宇都宮氏の領国支配を動搖させるためであろう、と推測しておられるが、こうしたことが可能であつたほど長尾氏の上野支配は実質のともなつたものであつたと考えられよう。

なお、南北朝末期に至つて、守護代が長尾氏から大石氏に交替しているが（表1・G）、これは守護正員が上杉憲春から憲方に替わり、またこの両者の間に何らかの確執があつたらしいことと関連するものと思われる。⁽¹⁰⁾

二 国内武士の掌握

上杉氏・長尾氏は入部以来、上野国内の武士をどのように掌握していくのか。これに関し勝守すみ氏は、既に小稿冒頭に記したような指摘をしておられるが、特に上杉氏が入部してまもない南北朝初期における状況については、未だ本格的な検討がなされていないようと思われる。そこでこの点を中心に若干の考察を行なうこととする。

延文元年七月三日、伊勢神宮序は序宣を発給しているが、それによると伊勢国二見郷来迎院領である細井御厨内之地について、住人助五郎清長が上分・乃貢等を去年までの五年間抑留し、その上「或仮守護所威、或寄事於左右」て、未だに弁済していないことを同院雜掌から訴えられている。文和四年を含めて五年遡ると観応二年、すなわち上杉氏の守護在任期間に達する。また、上杉憲顯の二度目の守護在任期間にあたる貞治七年二月、同

院雜掌國長は、領主一代一度の検注が「而世間動乱以後者、或依守護人違乱、或付甲乙人押妨」て実現していなことを訴えている。⁽¹¹⁾これにより、細井御厨住人助五郎清長と上野守護は結託して押妨を行なつてゐることがわかるが、この守護は宇都宮氏とともに上杉氏をも指す可能性が高い。⁽¹²⁾そして実態としては、守護が現地武士の実力行使による得分権確保を認めていくことで、彼らとの結びつきをもとうとしていた、ということであろう。

このような状況は、いつごろまで遡りうるのであろうか。

〔史料3〕

熊谷小四郎被申候上野国高尾村地頭職事、任被仰下候之旨、於瀬下与一入道、彦五郎入道、一房丸、刑部房等者当参之間、所有御沙汰也、至于自余地者、沙汰付于直經代於下地候畢、仍渡状如件、

暦応三年九月十三日

和田次郎左衛門尉代盛行（花押）

小幡宮内左衛門尉代氏泰（花押）

〔史料4〕

熊谷小四郎直經申上野国高尾村内瀬下与一入道定西知行分事、重訴状具書如此、彼田地等、為高尾小太郎跡

之條無相違上者、長左衛門三郎入道相共、任御下文沙汰付直經代於下地、可執進請取狀、且載起請之詞、可被申請文、使節及逓引者、可有其咎之狀、依仰執達如件、

暦応四年六月廿九日

大和權守（花押）
（高重茂）

小幡右衛門尉殿

史料3・4は同一案件についてのものであり、また史料4を発給した大和權守、すなわち高重茂は当時の幕府

引付頭人である。つまりこれは引付頭人奉書であり、通常は管国守護に充てられるべきものである。それがこの史料4のように直接両使に充てられているのは、①守護が欠員②守護が遵行するのが適当でない、のいずれかの場合のためである、という。⁽¹⁵⁾暦応三・四年は上杉憲顯の守護在職が確実な時期であるから、①ではありえず、②⁽¹⁶⁾ということになる。ところで、熊谷直經から訴えられて

いる瀬下氏一族は鎌倉期以来の御家人で、また史料3に「当参」とあるから、あるいはこの時期直接幕府に勤仕していた可能性がある。しかし一方、峰岸氏が指摘されたように十五世紀半ばには上杉氏のまる抱え被官となつており、これと本節冒頭にあげた延文・貞治年間の事例とあわせ考えれば、守護が遵行するのが適当でないとい

うのは、この時期既に守護上杉氏が在地武士瀬下氏との結びつきをもつており、その押妨行為を黙認していた、という事情があつたことによるものと推測される。⁽¹⁸⁾

以上のことから、守護上杉氏は南北朝初期から、ときには幕府の意図に反してまで国内武士の既得権や新恩を積極的に認めることで、彼らを掌握しようとしていた可能性が強いと考えられる。⁽¹⁹⁾

三 遵行対象地の範囲

表二は、南北朝期において上杉氏が守護として遵行を担当した対象地域をまとめたものであり、図はそれを地図上におとしたものである。これらをみると、上杉氏の遵行権は東上野を含むほぼ上野一国に及んでいたものとみなすことができよう。小山氏・佐竹氏など旧族領主出身の守護の場合、その権限はほぼ彼らの旧来の勢力圏内に及ぶにとどまり、基本的には国内の他の守護級豪族の領域に介入しえなかつた。⁽²⁰⁾これに比べれば、上杉氏の場合、少なくとも当該期においては守護としての一般的な権能を有していたと判断される。

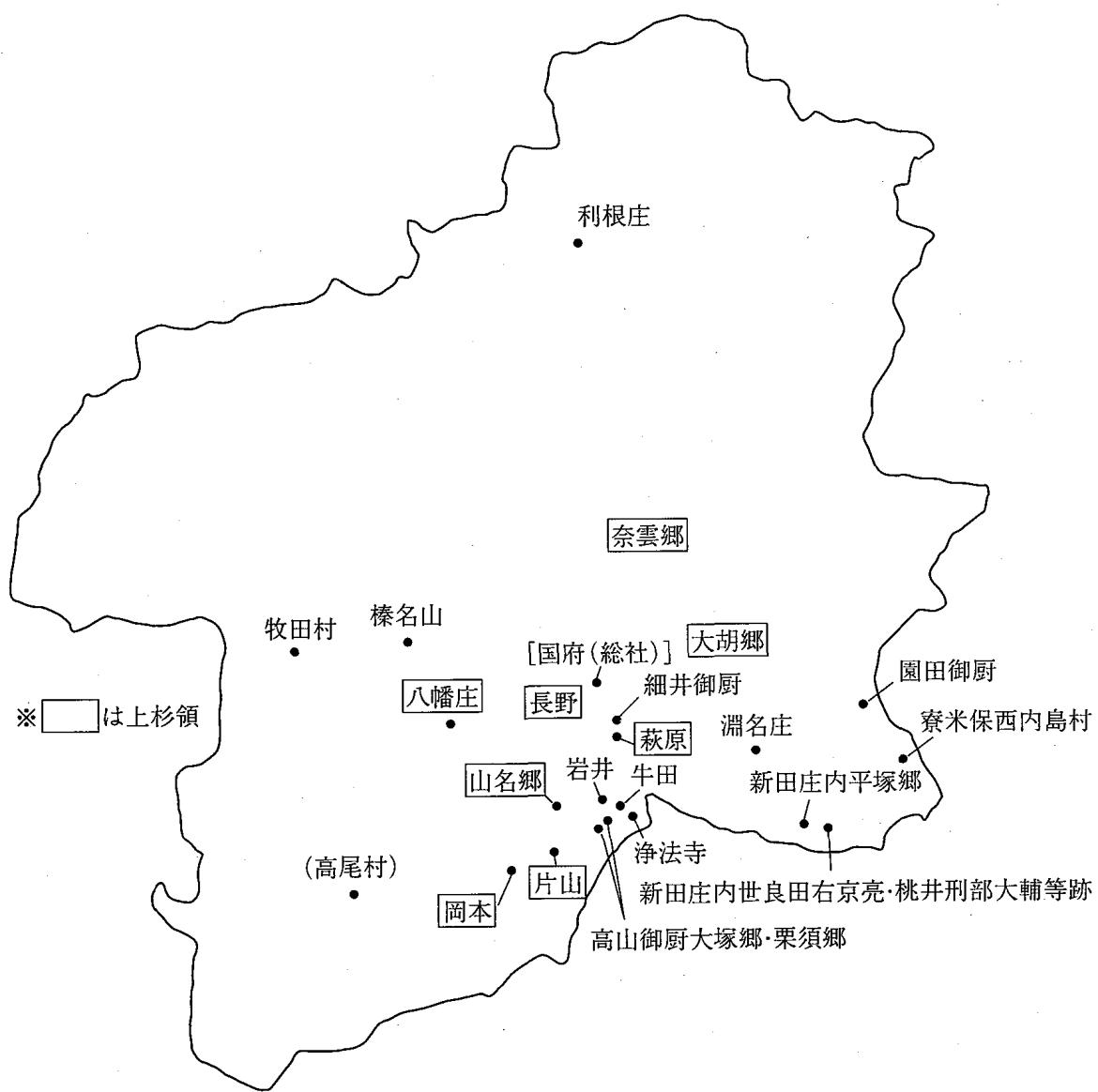
ところで峰岸純夫氏は、関東十国を大きく二つの地域に分けて、その歴史的背景の違いを明確化された。すな

わち、大略利根川以東のA地域では、伝統的豪族が守護職や所領を維持したため、足利一門による支配権力を守護職を通して直接及ぼしえなかつたこと、これに対し利根川以西のB地域では鎌倉後期に北条氏が台頭する過程で豪族層のほとんどが没落したため、中小国人層が一揆を形成して存在する状態となつており、上杉氏はこうした国々の守護となつたこと、などを論じられたのである。この理論が、その後の中世東国史研究の重要な指針となつたことは、既に繰り返し指摘されてきたところではあるが、こと上野国に関しては、峰岸氏は東上野をA地域の一例としてあげているにもかかわらず、上野一国としては当然ながらB地域に含めておられる。これは、氏が東上野には伝統的豪族岩松氏の勢力圏があり、同氏が鎌倉公方と強く結びつくことで新田庄未来闕所獲得権・守護不入権を獲得したため、上杉氏の守護支配は東上野（特に新田庄周辺）には及ばなかつたと判断しておられることによるものと思われる。しかし、岩松氏が新田庄未来闕所獲得権・守護不入権を得たことを示す史料は、室町中期の享徳四年七月十三日付岩松持国闕所等注文⁽²¹⁾で、

このうち守護不入権については「一 如先々新田庄守護不入事」（傍点筆者）とあるから、これ以前に獲得して

(表二) 南北朝期上野守護上杉氏の遵行対象地

		年月日	文書名	名充人	遵行対象地	出典
a	(建武四か五) 三・二九	足利直義書状	上杉憲顕	小笠原長綱の所領白井郡牧田村内の田畠在 家	上杉家文書	長樂寺文書
b	暦応元・九・一六	高師直奉書	上杉憲顕	新田庄内平塚郷	正木文書	上杉家文書
c	暦応四・二・一〇	上杉憲顕奉書案	佐貫江口又四郎 入道	山田郡寮米保内西内島村	前田家所蔵文書	長樂寺文書
d	貞和五・八・二八	高師直奉書	上杉憲顕	山田郡園田御厨内南品熊村半分	正木文書	上杉家文書
e	貞和五・一二・二三	高師直施行状	上杉憲顕	緑野郡高山御厨大塚郷内・栗須郷内の地	前田家所蔵文書	長樂寺文書
f	貞治三・一・一六	高師直奉書	上杉憲顕	新田庄内世良田右京亮・桃井刑部大輔等跡	早大所蔵荻野研究室所蔵文書	上杉家文書
g	貞治六・四・五	長尾景忠打渡状写 (表一・B)	上杉憲顕	淵名庄花香塚実相院方	正木文書	長樂寺文書
h	貞治六・四・五	教阿打渡状写 (表一・E)	勢多郡細井御厨内寺錢	相州文書所収我 覚院文書	相州文書所収我 覚院文書	上杉家文書
i	(貞治一・六) 七・二九	足利義詮御内書	上野国利根郡利根庄	氏経卿引付三	相州文書所収我 覚院文書	上杉家文書
j	応安四・閏三・二九	上杉憲春遵行状写 (表一・F)	長尾景守力 (群馬郡) 植名山座主職	大友文書	相州文書所収我 覚院文書	上杉家文書
k	康応元・八・一六	大石能重打渡状 (表一・G)	淨法寺九郎入道跡平塚・緑野郡牛田・多胡 郡岩井	明王院文書	相州文書所収我 覚院文書	上杉家文書



いたことは間違いないものの、それが具体的にいつの時期まで遡るのか、さらに検討を要する。そこで次節において、上杉氏の守護職権と新田庄及び岩松氏との関係について分析を試みたい。

四 新田庄及び岩松氏との関係

暦応元年九月十六日、幕府は上野守護上杉憲顕に、新田庄内平塚郷地頭職を長樂寺雜掌に沙汰し付けるよう命じてゐる（前節表二・b）。すなわち上杉氏の新田庄への関与は、南北朝初期にはなされていることがわかる。

〔史料5〕（表一・f）

上野国新田庄内世良田右京亮并桃井刑部太輔等跡事、任御下文之旨、可被沙汰付岩松治部少輔直国代之状、依仰執達如件、

觀応元年十二月廿三日
上杉民部大輔殿
(高師直) 武藏守 (花押)

右の史料5では、上杉憲顕は幕府より新田庄内の地の岩松直国への沙汰し付けを命ぜられている。本文中の世良田右京亮の実名は不明だが、南朝方で新田義貞らと連命をともにした人物、桃井刑部大輔は無二の足利直義派として有名な桃井直常とみられる。⁽²²⁾つまり、この命令は

尊氏・師直派からの岩松直国への政治工作のあらわれであり、一方直義からは同様な意図によつて、翌觀応二年七月三日に直国の本知行分を安堵する旨の御教書が発せられてゐる。⁽²³⁾峰岸氏は「頼印大僧正行状絵詞」の中の「岩

松治部大輔真義ハ（中略）錦小路殿ニ心ヲヨセシニヨリ」という記述から、岩松直国は直義派であつたとされるが、このように両派からの働きかけがあつたといふことは、直国がこの段階では微妙な立場にあつたとも考えられよう。⁽²⁴⁾それはともかく、ここで最も注目すべきことは、そうした政治的目的があつたにせよ、高師直が直義派の代表的存在であつた上杉憲顕の新田庄への関与を認めていた（憲顕が守護であるがゆえに認めざるをえなかつた）という点であろう。上杉氏の立場からすれば、幕府からの岩松氏への土地給付命令の手続きにあたることによつて、岩松氏との結びつきをもつ機会を得たことになる。このことについては、実は既に勝守氏が指摘しておられるのであるが、氏は「これは守護として形式的に執達しているのであって、上杉氏と岩松氏との間に封建的関係が生じているのではない」と述べ、どちらかと言えば消極的な評価をされている。⁽²⁵⁾しかし、氏は一方で貞治年間に守護代長尾氏が上野国衛職を中院家雜掌に交

付した事実をもつて、守護上杉憲顯の国務兼帶、守護代長尾景忠の日代兼帶が実質的となつた、と論じておられるのであって、この場合でも（公家と武家という違いはあるが）封建的関係云々はともかく、少なくとも守護上杉氏と管国内の他の国人との関係と同様なものが岩松氏との間に成立する可能性が生じたことは、指摘しても誤りあるまい。

上杉氏と岩松氏との関係については、久保田順一氏も言及しておられる。すなわち氏は、上杉憲顯が女子を岩松直国へ嫁がせていること、⁽²⁹⁾『太平記』卷三十・薩多山合戦事に（觀応擾乱の際）「長尾孫六・同平三、三百余騎ニテ上野国警固ノ為ニ、兼テヨリ世良田ニ居タリケルガ」（傍点筆者）とあることから、初期段階では岩松氏との協調関係が上杉氏の守護体制を確立する上で大きなウエイトを占めたこと、などを論じられた。氏の言われる初期とは、具体的にいつの時期を指すのか明らかではなく、また前掲『太平記』の記事中の「兼テヨリ」の文言は、これ自体としては觀応擾乱の時期に限定して読むべきと考えるが、上杉・長尾氏と岩松氏との結びつきはそれ以前に遡りうるものではないだろうか。⁽³⁰⁾

これに関連して近年小国浩寿氏は、同じ新田系の世良

田義政（実は岩松政経の庶子）も、岩松氏とともに早くから足利方として活動し、世良田家惣領の地位を確立していくことを指摘しておられる。⁽³¹⁾觀応擾乱の際の長尾氏の世良田駐屯は、世良田氏の支持なくしては考えられず、これによつて遅くとも觀応年間には上杉氏と岩松氏、さらには世良田惣領家との協調関係が成立していたと言えるのではあるまいか。遡つて本節冒頭でとりあげたよう、觀応年間に幕府が長樂寺への寄進の実行を上杉氏に命じたのも、同寺との結びつきが強い世良田氏との良好な関係が前提にあつたとも推測されよう。

〔史料6〕

上野国新田庄内江田郷_(世良田義政)
跡_(新田伊予守)

早高田遠江守相共莅彼所、守去月廿八日御下文之旨、可被沙汰付下地於新田治部大輔代之状、依仰執達如件、貞治三年十一月九日 左近将監（花押）

佐貫駿河守殿_(師綱)⁽³⁴⁾

この史料の関連文書として、⑦同一内容で高田遠江守充ての左近将監施行状、それと①佐貫師綱⑦高田忠遠それぞれの打渡状がある。この史料6も新田庄内の地の岩松直国への沙汰し付け命令であるが、これに関する①発給者左近将監とは誰か⑥両使による遵行となつてているの

はなぜか、という一つの問題がある。

まず①について、通説では上杉憲顕の子、憲春に比定されている。しかしこれに対し小要博氏は、花押の不一致により憲春とは断定できないとし、岩崎学氏もこれに従つておられる。ただし小要氏も指摘しておられるように、「黄梅院文書目録」⁽³⁶⁾に「上杉左近将監」とあることから、この人物が上杉氏一族であることは間違いない。⁽³⁷⁾

次に⑥についてであるが、小要氏は貞治三年以降応安元年まで上杉憲顕の関東管領及び上野守護としての関連文書がみられなくなることから、この間憲顕はこれらの職を辞したと判断され（その例証として前掲史料6をあげておられる）、したがつて左近将監は、この時期憲顕にかわつて関東管領をつとめた人物と解しておられる。上杉憲顕が関東管領を辞したか否かについては不明な点が残り、少なくとも相変らず鎌倉府内に重要な地位を占め続けた可能性が高い。⁽³⁸⁾しかし一方、史料6の発給者左近将監の立場は関東管領（ないしは執事）とみなせるので、両使遵行になつている事情については、一節史料1で、あげたように、少なくとも貞治六年四月時点での長尾景忠の上野守護代在職の事実があり（前掲表一・E）、正員上杉憲顕も同様と考えられるから、これは守護の不在

ではなく、守護による遵行が不適当であつたケースと考えられる。⁽³⁹⁾そしてそれは、この時点では岩松氏の勢力圏である新田庄の守護に対する独立性が相対的に高まつてきしたことによるものと推測される。

すなわち、岩松直国は觀応の擾乱によつて上杉憲顕が関東から追放された後、隠退させられたが、康安二年に鎌倉公方足利基氏の命で当時の関東管領畠山国清追討に活躍し、また貞治二年の宇都宮氏綱の蜂起に際しても基氏方として軍功をあげた。これらのことによつて、康安二年から貞治三年にかけ、基氏が直国への本領安堵や新恩給与、さらには幕府への取りなしなどを次々と行なつていることが既に指摘されている。⁽⁴⁰⁾また、直国は康安二年五月日付の「円覚寺大般若經刊記」にも名を連ねている。⁽⁴¹⁾これら一連の事実は、この時期に岩松氏と鎌倉府との直接的な結びつきが強まつたことを示しており、そのことが岩松氏の守護上杉氏からの独立性を相対的に高めたと考えられよう。前掲史料6がこの時点での岩松氏の新田庄に関する守護不入権獲得を直接示すものとらえることには問題があるうが、少なくともその端緒を示すものとみなすことができる。

以上みてきたように、上野守護上杉氏は、觀応擾乱以

前の南北朝前期においては、新田庄及び岩松氏の所領に対しても関与した（したがつて三節で指摘した東上野を含むほぼ一国に上杉氏の遵行権が及んだことは、正確には当該期にのみあてはまることになる）こと、その前提として、この時期以前に両者の協力関係が成立していたであろうことが明らかになった。しかし擾乱以後、鎌倉府体制の安定化を図る公方足利基氏にとって、一貫して足利方として活動してきた岩松氏の存在価値が高まり、両者の直接的な結びつきが強まる中で、鎌倉府は新田庄内外の相当な所領を岩松氏に与え（一部は府の直轄領となつたものとみられる⁴³）、また同庄の守護不入権獲得への方向性が定まつていつたものと推測される。

おわりに

南北朝末期の守護正員が上杉憲方であつた時期を除き、一貫して守護代として上野支配にあつた長尾氏は、南北朝初期から、ときには幕府や莊園領主にとつて非法にあたるような国内武士の実力による所領獲得の動きを積極的に認めていくことで、彼らの掌握にある程度成功したものと思われる。それゆえに彼らによる押領や年貢抑留などの非法行為を受けた知行国主中院家や伊勢神宮側

も、その停止を長尾氏に依頼せざるをえない状況にあつた。そしてこうした長尾氏による強い在地支配は、正員上杉氏がいつたん守護職を罷免された後もある程度続いた模様であり、それは新任守護宇都宮氏による遵行にも支障をきたすほどであった。

上杉氏の守護遵行権は、下野や常陸など旧族領主出身守護の管国とは異なり、特に南北朝前期においては新田庄を中心とした東上野をも含むほぼ上野一国に及んだ。その前提として、上杉氏と新田庄内に勢力基盤をおく岩松氏との協力関係があつたものと推定される。

従来、上杉氏の上野守護補任は、新田義貞に対する軍事的政治的意図から出たもの、と説かれてきたが、より直接的には岩松氏が旧新田勢力の接收の役割を担つたと考えられ、同時にそれは守護上杉氏の支持なくしてはなしえなかつたであろう。

観応の擾乱以後数年の間は、足利直義党であつた上杉憲顕・岩松直国にとつて雌伏を余儀なくされた時期であつた。その後、貞治二年に上杉憲顕は関東管領及び上野守護として復帰した。このことの評価については、從来、鎌倉公方足利基氏の幕府に対する独自の姿勢の表れとみなされてきたが、近年岩崎学氏は、むしろ將軍足利

義詮の方が、独自性の強まつた鎌倉府の運営に幕府の意向を反映させやすいシステムをつくることをねらつたものとする新見解を発表された。⁽⁴⁴⁾

また小国浩寿氏は、復帰後の上杉憲顕と足利基氏の政治的志向は、必ずしも同じものではない、と指摘された。⁽⁴⁵⁾

公方の立場を確立せんとする基氏にとって、上杉勢力の一方的な台頭は、決して歓迎するような事態ではなかつた。それは上杉氏の東国における本拠であつた上野国についても同様であり、その意味からも基氏の近臣としての立場を固めた岩松氏の存在は重要であった。このよう

な事情の中で、岩松氏の勢力圏である新田庄は、守護に対する独立性を強めていったのではないだろうか。三節でとりあげたように、峰岸氏が上野一国をB地域としながら、東上野のみをA地域とされた状況は、より厳密には南北朝中期以降にみられてくる上杉氏による上野支配の特質と考えてよいであろう。

註

(1) 峰岸純夫「上州一揆と上杉氏守護領国体制」(同『中世の東国－地域と権力－』、一九八九年所収、初出一九六四年)

(2) 勝守すみ「上野国守護と守護代をめぐる諸研究」(同

『長尾氏の研究』一九七八年所収)

(3) 市村高男「鎌倉公方と東国守護」(『歴史公論』八一、一九八一年)

(4) 勝守すみ「山内上杉氏の領国支配と守護代」(同氏前掲書所収)

(5) 佐藤進一氏は安野氏を在国守護代か、と推測しておられる(同『室町幕府守護制度の研究上』、一九六八年)。

(6) 久保田順一「中世後期上野における守護領の展開について」(『群馬県史研究』三三一、一九九〇年)

(7) 「蜷川親治氏所蔵文書」足利尊氏御判御教書写(『群馬県史』資料編六、九四九号(以後『群』六一九四九号のように略す))

(8) 久保田前掲論文

(9) 『群馬県史』通史編中世第四章第三節、三三二頁

(10) 永和四年四月十一日、上杉能憲はその子憲方充てに作成した譲状の中で「次、上野国守護職事、故入道道昌遺跡配分之外、此間以別儀雖申付刑部^{上杉憲春}大輔入道々珍、可為家督分之間、自今以後、可令知行之」と記している(『上杉家文書』上杉道誼(能憲)譲状、『新潟県史』資料編三中世一、六四五号、ただし一部読点は筆者が変更)。

その上杉憲春は康暦元年三月七日に自殺したが、この理由については従来、「鎌倉大草紙」の説から、鎌倉公方足利氏満が康暦政変に乘じ将軍の地位につこうとする野望をもつたことを諫めるため、とみなされてきた。しかしこれに対し近年岩崎学氏は、憲春が何らかの理由で上杉氏の所領分散という危機回避のための犠牲となつたこと、

氏満を諫めるためだけに死を選んだとは思えず、おそらく鎌倉府内部で憲春派・憲方派の対立が進展し、かなり深刻な事態となつていたことなどが背景にあつたとみられる。などを指摘された（岩崎「関東管領上杉憲春の自殺」・『小田原地方史研究』十六、一九八八年）。確証はないが、上杉憲春・憲方兄弟には何らかの対立があつたことは、ほぼ疑いあるまい。

そして守護上杉憲春・守護代長尾氏から上杉憲方・大石氏への交替は、この上野のみでなく、武藏においてもみられる（伊豆では後者の組合わせのみ確認できる（佐藤進一前掲書））。これをどう考えればよいであろうか。

少し年代はくだるが、「明月院文書」応永十二年五月十二日付恵範証状の中に「武州妙樂寺右彼寺者、為故明月院殿御菩提、大石大炊助殿為檀那」という文言がみえる。明月院殿とは上杉憲方を指し、大石大炊助は何人かは特定はできないものの、上杉氏重臣の大石氏一族であることは動かぬところであろう。すなわち、これより上杉憲方と大石氏との密接な結びつきがうかがえ、一方の上杉憲春と長尾氏との特別な関係は知りえないが、この徵証より憲春・憲方の対立は長尾氏・大石氏などの重臣層をも巻き込んだ相当根深いものであつた可能性が出てきた、と言えよう。

(11) いざれも「氏經卿記」。

(12) 佐藤進一前掲書によれば、当該期の上野守護の在任期間は次のとおりである。

建武三年正月?—正平七年正月?

上杉憲顯

↑正平七年閏二月—文和二年十二月・貞治二年(三月) 貞治二年(三月) —応安元年九月

宇都宮氏綱
上杉憲顯

(13) なおこれら一連の事実自体は、既に勝守氏が「長尾氏研究の成果と課題」（同氏前掲書所収）の中であげておられる。ただし氏のここでの結論は、こうした行為が守護代長尾氏によってなされたのに対し、守護上杉氏は在地武士の非法を否定し、寺社本所領擁護の立場に立つていて、両者の相違を指摘するものであった。しかし、勝守氏は同論文の中で、本稿の本文中にあげた事実を用いて、「南北朝動乱以後在地武士が守護と結託して領主制を展開してゆく状態を知り得る」（傍点筆者）と前記結論とは矛盾する説明をしておられる。それに氏の検討は守護については応永後半以降のみ、守護代は南北朝期のみの事例をそれぞれ用いており、時期的にかなりずれたものを比較しておられる点が気にかかる。守護代の非法活動はまた、守護正員の黙認のもとになされていたものとどうえてよいのではなかろうか。

(14) いざれも「熊谷家文書」で「史料3」和田盛行・小幡氏泰連署打渡状（群六一八一五号）・「史料4」室町幕府引付頭人奉書（同八二五号）、なお同書では「將軍足利尊氏御教書」とする。

(15) 上島有「室町幕府文書」（『日本古文書学講座』四、中世編I、一九八〇年）

(16) 佐藤進一前掲書

(17) 勝守前註(13)論文

(18) なお越後の事例ではあるが、康永三年閏二月四日、幕府引付頭人石橋和義は同国内の地での守護代長尾景忠の押領行為を止め、玄法なる者への渡付けをやはり両使に命じている(『反町英作氏所蔵三浦和田文書』同日付石橋和義奉書、『群』六一八四六号)。

(19) 従来南北朝初期における上杉氏の上野国經營が、著名な建武四年五月十九日付足利直義書状(「上杉家文書」、『群』六一七六八号)の中の「御下向之後國中靜謐日出候、諸国の守護の非法のミ聞候ニ、當國の沙汰如法殊勝之由」という文言から、幕府の法を守つてかなりの成功を収めたと解してきた。しかしこのうち後半の表現は、直義と上杉憲顕との個人的な結びつきからとられたものとみるべきであつて、本文で検討したように、必ずしも事実として上杉氏が非法をまったく行わず、幕府法を遵守して經營にあたつた、と解す必要はないと考える。

(20) ただ下総千葉氏の場合は、小山氏・佐竹氏に比べ多くの庶子家が展開したことなどもあつて、その守護職権は国内の広範囲な地域に及んだ。拙稿「千葉氏の下総支配の特質に関する一考察—南北朝期を中心に—」(『千葉史学』三一、一九九七年)。

(21) 「正木文書」(『群』五、同文書六八号)

(22) 『新田町史』第四卷第四章第五節二八二頁。同書ではこれについて根拠を示していないが、「八坂神社記録」觀応元年十月十七日条に「越中守護桃井刑部大輔」と、また「三宝院文書」觀応二年四月一日付室町幕府御教書案の名充人が「桃井右馬權頭殿」と、それである。いす

れも桃井直常をさすことは別の徵証から疑いなく、この間に官途をかえたものとみられる。

(23) 「正木文書」(『群』五、同文書一八号)

(24) 前註(22)掲書第六章第五節

(25) 前註(22)掲書第四章第五節二八二頁では、峰岸氏は本文にあげたように指摘しておられる。また久保田順一氏も前註(9)掲書第四章第四節三五〇頁において、これと同様の判断を示された。

(26) 上杉憲顕は、觀応元年十二月一日には鎌倉を発つて上野国へ向かつており(『醍醐報恩院所蔵古文書録乾』資料編3古代・中世3上、四〇五八号(以後『神』四〇五八号のように略す))、直義方としての明確な行動を起こしている。史料5を発給した十二月二十三日の時点で、高師直がこの事実をつかんでいたか否かは微妙だが、両者の対立関係はそれ以前から生じていたことは間違いないから、この時の師直の心情には興味深いものがある。

(27) 勝守すみ「室町時代における東国武士所領の展開—岩松氏の場合—」(『群馬大学紀要』三卷一号、一九五四年)

(28) 勝守すみ「山内上杉氏の権力構造とその展開」(同氏前掲書所収)。

(29) 久保田氏はその根拠を示しておられないが、『続群書類従』卷第百五十三「上杉系図」の憲顕の女子の一人に「岩松治部大輔直国室」とある。

(30) 勝守すみ氏は前註(4)論文の中で、本文中に引用した『太平記』の記事から「上野入部当初の山内家の軍事的任

務は新田本拠地の警備に集中されていた」と述べておられるが、これは觀応擾乱を遡るものと判断された、とみなしてよいであろう。

- (31) 小国浩寿「上総守護と世良田義政事件」(『金沢文庫研究』一九五、一九九五年)

(32) 小国氏は前掲論文の中で、貞治一年以降、すなわち一回目の上杉氏の上野守護就任にあたっての世良田氏との協力関係を指摘しておられるが、筆者は両者の結びつきはそれ以前からなされていたと考える。

- (33) 前註(9)掲書第七章第三節

- (34) 「正木文書」関東管領左近将監施行状(『群』五、同文書三五号)

- (35) いざれも「正木文書」で⑦貞治三年十一月九日付関東管領左近将監施行状(同書、同文書三六号)・①貞治三年十一月二十日付佐貫師綱打渡状(同三七号)・⑦同日付高田忠遠打渡状(同三八号)。

- (36) 「黄梅院文書」(『神』四九四七号)。同目録及び同文書

貞治三年十月二十八日付関東管領左近将監施行状(同五四号)によれば、左近将監は武藏国小山田庄内黒河郷半分及び同国山崎郷の打渡命令を行なつており、さらには「円覚寺文書」同年十二月二十三日付関東管領左近将監施行状(同四五二六号)によれば、伊豆国多呂郷の打渡を命じている。

- (37) 小要博「関東管領補任沿革小稿その(一)」(『法政史論』五、一九七八年)・岩崎学「上杉憲顕の鎌倉復帰」(『國學院大学大学院紀要』二十、一九八八年)。上杉憲春について

ては、「武家補任」貞治二年の項に「執事」、「改曆雜事記」に「鎌倉管領」、彰考館本「鎌倉大日記」同年の項に「政所」としてみえているが、憲春が左近将監を称した確証はない。一方、生田本「鎌倉大日記」には、貞治三年の項に憲春の名は記されておらず、かわって貞治五年の項に「関東管領」として上杉左近将監憲栄(憲顕の末子)の名がある。憲栄は確かに左近将監を称した徴証があるが(佐藤進一前掲書、越後国項)、史料6の花押と「円覚寺文書」永和二年閏七月十日付散位(上杉憲栄)施行状の花押とは大きく異なり、いずれとも決め手を欠く。

(38) この点は小要氏も前掲論文の中で指摘しておられる。ちなみに、この間の上杉憲顕の活動・地位に関する徴証は以下のとおりである。

①貞治三年と推定される九月四日、足利義詮は憲顕に対し、三宝院光濟に伊豆密嚴院別当職を与えるよう命じる(『三宝院文書』同日付足利義詮書状案、『群』六一一〇三九号)。

②「醍醐寺文書」(貞治四年)三月六日付上杉憲顕書状案の端裏書に「国分寺執行 越後守護戸部禪門當時鎌倉管領」とある。

③貞治五年五月八日、関白一条良基は、香取社大林宜大中臣長房の海夫に関する要請についての実否調査を憲顕に依頼する(『旧大林宜家文書』同日付関白家御教書、『千葉縣史料』中世篇香取文書、同文書六九号)。

④同年七月十二日、上野国諸郷保地頭の正税抑留についての調査を武家方に行なわせるよう憲顕に命じる(『中院

文書」同日付後光嚴天皇綸旨、『群』六一〇五七号)。

(5) 貞治六年四月二十二日、義堂周信は憲顕邸を「管領邸」と記す(『空華日用工夫略集』同日条)。

(6) 年未詳(貞治二年～六年の間)七月二十九日、足利義詮は大友氏時の代官に上野国利根庄を返付するよう憲顕に命じる(『大友文書』同日付足利義詮御内書、『南北朝遺文』九州編第六卷六五六三号(表二・一))。

(7) 年未詳(貞治二年～六年の間)十月十七日、足利義詮は海老名入道に相模国の所領を打渡すよう憲顕に申沙汰を命じる(『上杉家文書』同日付足利義詮書状、『新潟県史』資料編3中世一、五九六号)。

小要氏はこれらのうち、①・③について示しているが、関東管領在職の徴証とはみておられない。一方、岩崎氏は前註(37)論文の中で、①・③・⑤・⑦をあげ、このうち③を用いて憲顕が鎌倉府の幕府に対する窓口的存在であったから、また府の中枢部にあったから、二条家は彼に依頼したのであろうと指摘された。そして氏は結論として、上杉憲顕が貞治三年以降も補佐役に在任し続け、鎌倉府中枢にあって、その政策運営に深く関与し、また幕府の意向も伝える役割を有した(『関東管領職』)のに対し、上杉左近将監は鎌倉公方足利基氏の意を奉じてその遵行を守護たちに命じるのが主要な任務であった(『関東執事職』)と述べておられる。

(39) 上杉左近将監が上杉憲顕の目下の一族であれば、守護代長尾氏に直接充てたということもありえたであろうが、それもしていない。

(40) 前註(9)掲書第四章第四節三五一～三五二頁・前註

(22) 掲書第六章第一節三六五～三七六頁

(41) 小国浩寿前註(31)論文

(42) 当該期の守護使不入権については、周知のように小林宏氏の「室町時代の守護使不入権について」(小川信編『論集日本歴史5室町政権』一九七五年所収、初出一九六年)がある。その中で小林氏は、この権利の内容としてⒶ前代以来の守護による検断権行使の拒否Ⓑ新たに加わった段錢以下諸役の免除ないし京済をあげておられる

が、当該期における守護の最も重要な権限である土地の沙汰し付けの際の入部については言及がなく、その後も管見の限りこの点にふれた研究はみられない。ここでこのことについて全面的な考察を行なうことはできないが、一般論として言えば、所務遵行は守護のもつ武力を背景として行なわれるものであろうから、前記Ⓐの内容との関わりから、守護使不入権の内容に含まれると考えられよう。しかし、実際には鎌倉府や守護・当事者など相互の関係の中から個々に判断していかなければならない要素も多く、現時点では断定はさし控えたい(なおこの点について江田郁夫・荒川善夫・小国浩寿の各氏よりご教示を得た)。

(43) 勝守すみ前註(27)論文

(44) 岩崎学前註(37)論文

(45) 小国浩寿「鎌倉府基氏政権期の守護政策と平一揆」(明治大学文学研究論集)三、一九九五年)